

外国人との共生社会の実現に向けた取組について

令和 3 (2021) 年 11 月に公表された「令和 2 年国勢調査」では、我が国の外国人人口は 275 万人、外国人比率は 2.2%といずれも過去最高となり、今後もさらなる増加や上昇が見込まれている。

こうした中、各自治体では、多言語による生活情報や日本語学習機会の提供をはじめ、医療・福祉・学校教育等における在住外国人の支援を進めているが、必要な情報や支援が十分に行き届いているとはいえない。

もとより、国籍にかかわらず、住民に対して、学校教育をはじめとするライフステージに応じた行政サービスの提供が自治体に求められているが、在住外国人の多種多様なニーズに対して、自治体のみですべて対応することは困難である。

また、現在「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」において、在留が認められない外国人の収容の長期化を防ぐ手段として監理人による監理に付することで逃亡等を防止し、相当の期間にわたって収容しないで社会内で生活することを認める監理措置を設けることが検討されている。この制度の運用においては、生活の支援を担う自治体のさらなる負担の増加が懸念される。

国は、各自治体に 1 か所の一元的相談窓口の設置運営にかかる外国人受入環境整備交付金や、学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業などの実施に加え、本年 6 月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、共生社会の実現に向けた環境整備を推進しているところであるが、自治体を実施する取組に対する国の財政措置は十分なものとはいえず、誰一人取り残すことなく等しくサービスを提供することが、年々困難な状況となっている。

在住外国人の増加に加えて滞在期間の中長期化も見込まれる中、国籍にかかわらず、誰もが生き生きと暮らせる持続可能な共生社会の実現に向けて、次のとおり要望する。

- 1 日本に中長期に在留を希望する外国人へ日本語や日本の社会制度・生活様式を学ぶ機会を提供する制度を構築し、その一助となる多言語対応や通訳支援等も含め、自治体が担う事業に十分な財政措置を行うこと。
- 2 在留が認められない外国人への監理措置制度については、自治体の意見を十分に聴取しながら慎重に検討を進めるとともに、自治体が行政サービスを提供する必要がある場合には十分な財政措置を行うこと。
- 3 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップを着実に実施するとともに、自治体が担うべき事業を適切に推進できるよう、十分な財政措置を行うこと。

令和4年 月 日

法務大臣 葉梨康弘様

文部科学大臣 永岡桂子様

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事 大野元裕

千葉県知事 熊谷俊人

東京都知事 小池百合子

神奈川県知事 黒岩祐治

横浜市長 山中竹春

| | |
|-----------|-----------|
| 川 崎 市 長 | 福 田 紀 彦 |
| 千 葉 市 長 | 神 谷 俊 一 |
| さいたま市長 | 清 水 勇 人 |
| 相 模 原 市 長 | 本 村 賢 太 郎 |